

令和元年7月9日

保護者様

京都府立城陽高等学校

### 高等学校等就学支援金（授業料無償化制度）について

高等学校等就学支援金受給資格について、令和元年6月分までは既に申請等していただいたところですが、改めて、7月分以降の就学支援金を継続して支給を受けるために、所得状況等について再度審査を受ける必要があります。

つきましては、下記及び同封の「高等学校等就学支援金収入状況届出書等の提出について」をよくお読みいただき、申請書等の必要書類を提出してください。

なお、今回の手続から所得要件を確認する添付書類として、マイナンバー制度における関係書類の提出が可能となります。

#### 記

#### 1 支給（再審査）対象期間

令和元年7月分から令和2年6月分まで（第3学年は令和2年3月分まで）

#### 2 対象者（所得基準）

保護者等の都道府県民税の「所得割額」と市町村民税の「所得割額」（均等割額を除く）との合算による以下の基準となります。

(1) 507,000円以上……授業料の納入が必要となります。（所得基準額以上）

(2) 507,000円未満……就学支援金受給対象者となり、

授業料の納入は不要です。（所得基準額未満）

#### 3 提出書類

全員、必ず以下の(1)、(2)のいずれかの書類を、本件案内等を配付した際の茶封筒「高等学校等就学支援金関係書類」を利用し、学校名、生徒氏名等を記入のうえ、提出してください。

(1) 所得基準額以上の場合

・「就学支援金意向確認書」

(2) 所得基準額未満の場合

・「高等学校等就学支援金収入状況届出書」

・課税証明書等・マイナンバー関係書類

\* 同封の「高等学校等就学支援金収入状況届等に係る手続について」（桃色用紙）の「3 課税証明書等マイナンバー関係書類について」、「4 住民税の課税の証明書類とは」、「5 マイナンバー関係書類とは」を参照してください。

\* 提出方法については、同封の「課税証明書など・マイナンバー（個人番号）カードの写しなどの書類の提出方法について」（みどり色用紙）を参照してください。その際、同封の「小さい茶封筒」に氏名等を記入し、必ず「個人番号カード（写）等貼付台紙」と同封（マイナンバー関係書類はコピーを台紙にのり付け）、封筒をのり付けのうえ、提出してください。

#### 4 提出期日 令和元年7月17日（水）

#### 5 提出先 本校 事務室（1棟1階）